

山梨県花粉発生源対策推進方針

令和6年3月

山梨県林政部

目次

第1 趣 旨	2
第2 県内森林の現況	3
1 樹種別森林面積	3
2 スギ・ヒノキ人工林の市町村別面積	3
3 県内のスギ・ヒノキ人工林齢級別面積.....	4
4 県内のスギ・ヒノキ林伐採面積.....	4
第3 花粉発生源対策の推進	5
1 伐採・植替等の加速化.....	5
2 スギ人工林伐採重点区域の設定	6
3 花粉の少ない苗木の生産拡大.....	7
4 スギ・ヒノキ材の需要拡大.....	7
5 県民等の参加による推進	7
第4 推進体制.....	8
1 県内林業関係者との連携	8
2 試験研究の推進.....	8
3 国、周辺都県等との広域連携.....	8

第1 趣 旨

スギ花粉症は、花粉によって引き起こされるアレルギー症状であり、国民の約4割が患っていると推計されるなど、社会的に大きな問題となっています。スギ花粉症の発症メカニズムについては、大気汚染等との関係を指摘する報告もあり、十分には解明されていません。ある医療関係者の調査によると、山梨県は県民のスギ花粉症有病率が65%と全国1位であるとともに、本県で飛散したスギ花粉が東京圏にも影響を与えているといった報告もあります。

政府は、花粉症に関する関係閣僚会議において「発生源対策」、「飛散対策」、「発症・曝露対策」を3本柱とする「花粉症対策の全体像」を取りまとめ、令和6年の飛散期から今後10年を視野に入れた施策も含め、解決するための道筋を示しました。

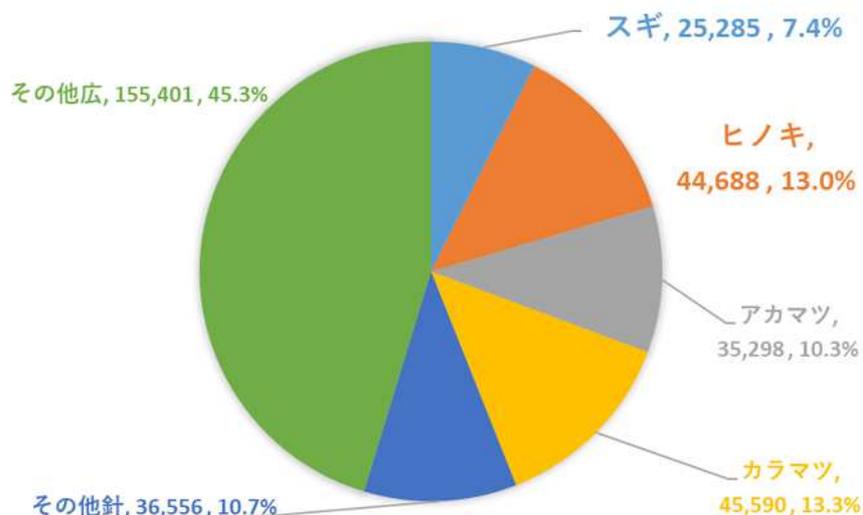
また、林野庁では「発生源対策」について、10年後には花粉の発生源となるスギ人工林を約2割減少させること、将来的（約30年後）には花粉発生量の半減を目指し、「スギ花粉発生源対策推進方針」の一部を改正して、スギ人工林の伐採・植替えを重点的に進めるとともに、伐採したスギ材需要の拡大、花粉の少ない苗木の生産拡大、林業の生産性向上や労働力の確保に集中的に取り組むこととしています。

本県においては、スギに加え面積割合の多いヒノキも対象とし、本格的な利用期を迎えたスギ・ヒノキ人工林の主伐・再造林の増加が見込まれることを踏まえ、「伐って、使って、植えて、育てる」という森林資源の循環利用のサイクルを確立させながら花粉の少ない森林への転換を進めるため、行政、森林・林業関係者等が一体となって取り組む、花粉発生源対策を推進することとしています。

第2 県内森林の現況

1 樹種別森林面積

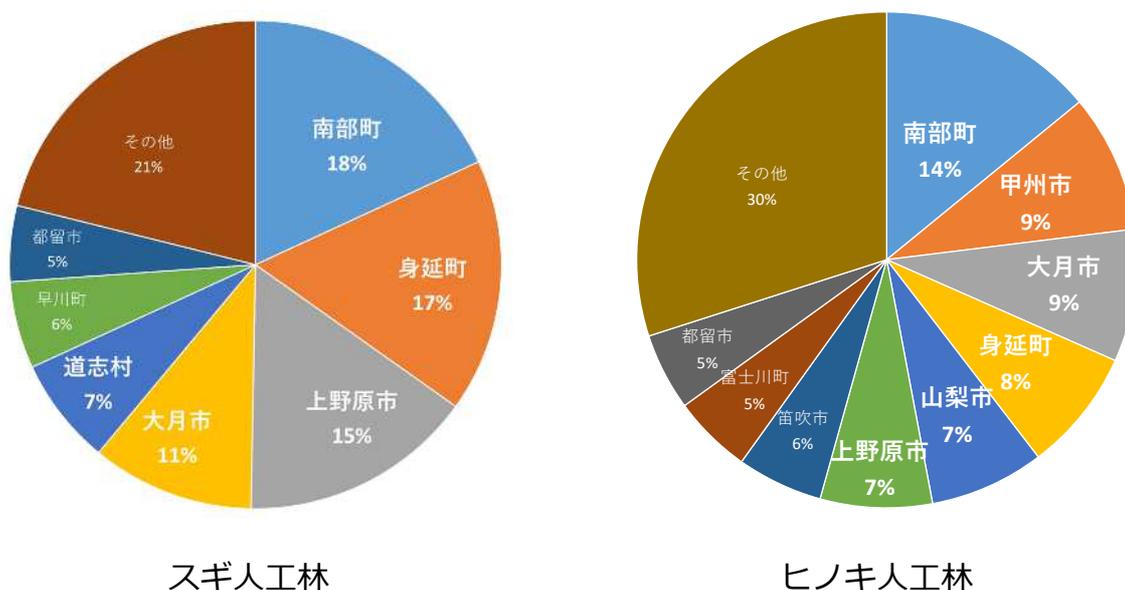
山梨県の森林面積 342,818ha（国有林を除く）のうちスギは 25,285ha(7.4%)、ヒノキ 44,688ha(13.0%)、この2樹種で本県森林面積の約 20%を占めています。



■ 図-1 県内森林の樹種別面積（資料：2022年 県森林簿）

2 スギ・ヒノキ人工林の市町村別面積

県内のスギ・ヒノキ人工林の市町村面積割合は、県南部の南部町や東京圏に隣接する県東部の上野原市や大月市などに多く分布しています。



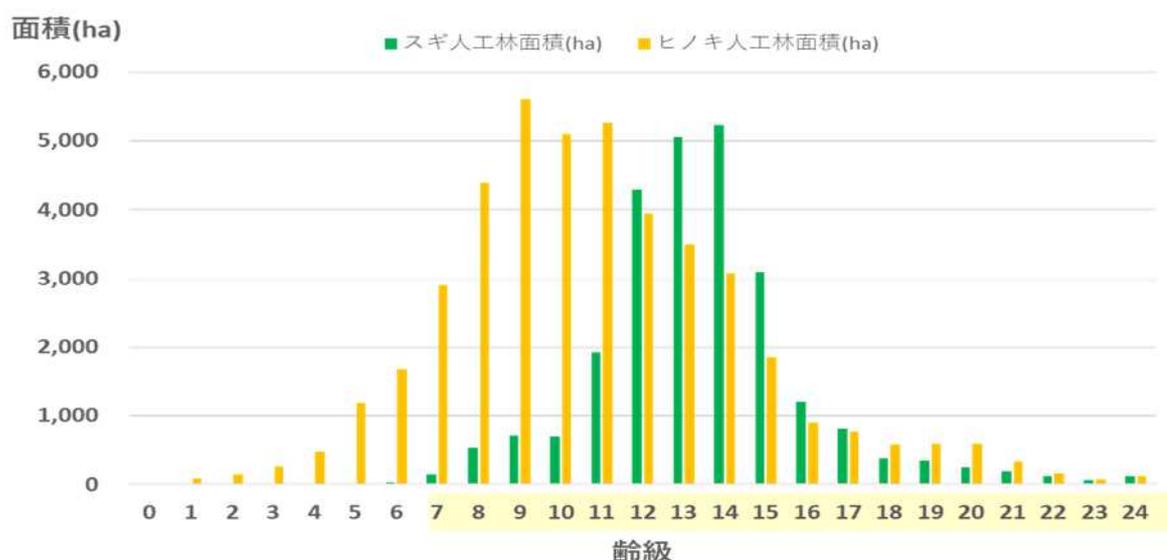
スギ人工林

ヒノキ人工林

■ 図-2 県内市町村別面積（資料：2022年 県森林簿）

3 県内のスギ・ヒノキ人工林齢級別面積

県内のスギ・ヒノキ人工林は、7 齢級（31 年生～）から 15 齢級（～75 年生）の林分が多く、本格的に花粉が生産される 7 齢級以上の面積が約 6 万 5 千 ha と全体の約 94%を占めています。



■ 図-3 県内のスギ・ヒノキ人工林齢級別面積 (資料：2022 年 県森林簿)

4 県内のスギ・ヒノキ林伐採面積

県内のスギ・ヒノキ材の主な利用先となる、住宅等への製材向け需要が少ないことから、近年は伐採量もほぼ横ばいとなっています。



■ 図-4 県内のスギ・ヒノキ林伐採面積 (資料：2023 年 森林整備課調べ)

第3 花粉発生源対策の推進

1 伐採・植替等の加速化

国の「スギ花粉発生源対策推進方針」の中では、スギ人工林の伐採・植替えを加速化し、スギ人工林の伐採を現状の約5万 ha/年から令和15年度までに約7万 ha/年まで増加させることとしています。

本県においては、スギに加え、面積割合の多いヒノキも対象とし、次に目標を示すとともに、伐採だけでなく、「伐って、使って、植えて、育てる」という森林資源の循環利用を図りながら、県土の保全、水源の涵養などの森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させるための適切な森林整備を推進します。

- ・ 本県のスギ・ヒノキ人工林のうち路網が整備され搬出可能な約7千haを対象に、伐採面積を1.5倍に増加
- ・ 県東部・南部地域から東京圏や甲府盆地へ飛散するスギ花粉量の半減を目指し、この地域において10年間に伐採面積を3倍に増加

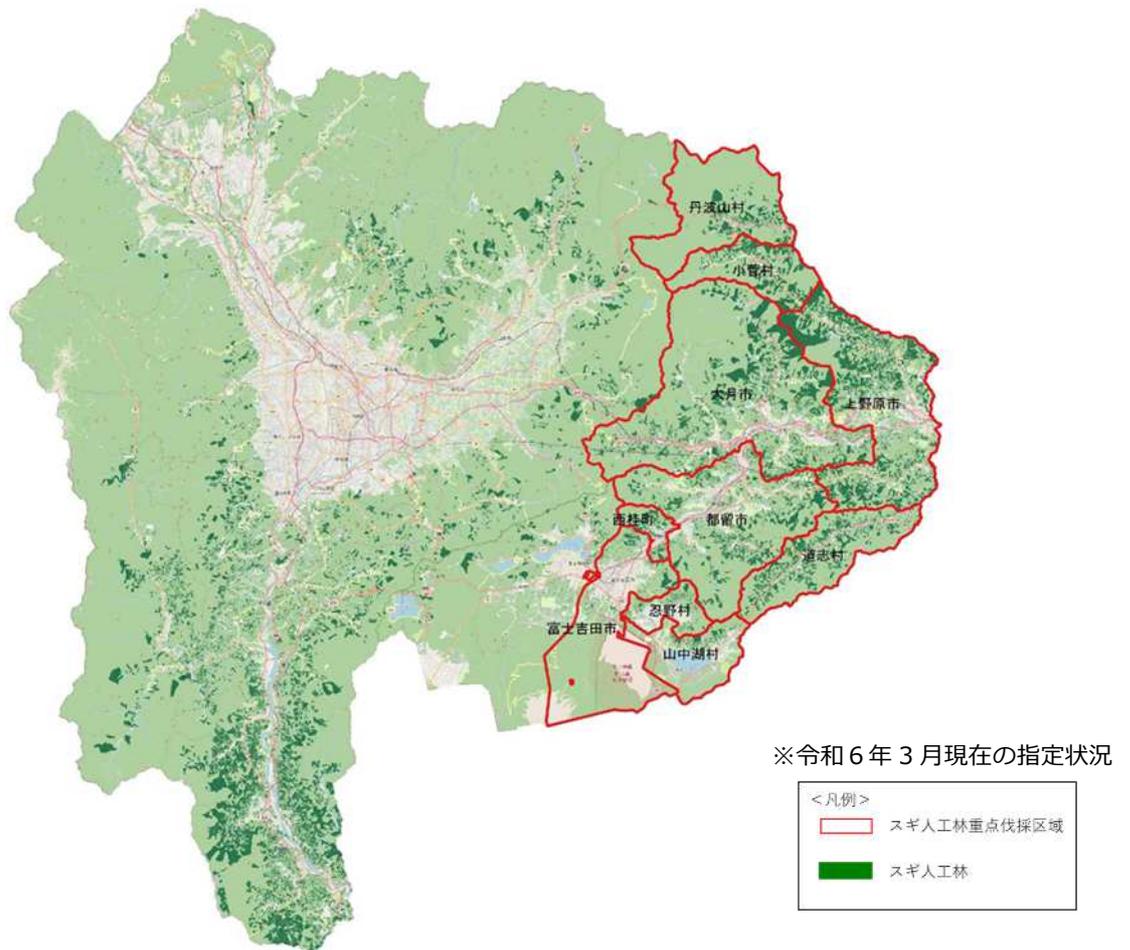
2 スギ人工林伐採重点区域の設定

県では、国の補助事業等も活用しつつ、花粉発生源であるスギ人工林の伐採・植替えを集中的かつ効果的に実施するため、次の指定条件により人口の多い都市部周辺において「スギ人工林伐採重点区域」を設定します。

【指定条件】

- ① 三大都市圏にある政令指定都市（相模原市）、中核市（八王子市）、施行時特例市（小田原市）から 50km 圏内にあるまとまった人工林のある森林の区域（市町村単位）
- ② 区域①以外の県庁所在地（甲府市）、政令指定都市、中核市及び施行時特例市（富士市）から 50km 圏内にある 30ha 以上のまとまったスギ人工林（森林法施行規則第 33 条第 1 号口に基づく森林経営計画の基となる区域単位）
- ③ スギ人工林の分布状況や気象条件等から、スギ花粉を大量に飛散させるおそれがあると県が特に認める森林の区域

現段階においては、指定条件①により図 5 に示す 10 市町村を設定し、今後は調査等の状況を勘案のうえ調整を行い、区域を見直していくこととします。



■ 図-5 県内のスギ人工林分布及び指定区域

3 花粉の少ない苗木の生産拡大

必要な苗木の確保に向け、採種園の造成・改良や新技術の開発・導入などにより、苗木生産に必要な種子の確保を図るとともに、事業者による生産規模の拡大や短期に大量生産が可能なコンテナ苗生産技術の導入などへの支援を行います。

県内外の苗木需要量の的確な把握・情報提供により、事業者の効率的な苗木生産と安定供給体制を構築します。

4 スギ・ヒノキ材の需要拡大

スギ・ヒノキ材の需要拡大を図るためには、木造住宅での利用はもとより、木造率の低い非住宅建築物における木造化を推進することが重要であることから、設計・施工業者等に対しスギ・ヒノキ材の建築物への利用を幅広く呼び掛けるとともに、県民等への理解の醸成を図るため普及活動に努めます。

また、木材の大消費地である東京圏に向けて、本県で飛散した花粉が影響を及ぼしていることや、木材利用が花粉削減につながることを情報発信することで、スギ・ヒノキ材の利用拡大の気運醸成に努めます。

5 県民等の参加による推進

これまでの森林整備等の経緯等を含め、花粉発生源対策の取組状況等について、県民等の一層の理解を得るよう普及啓発活動を進めることが重要であることから、各種イベントや地域の協議会活動等の場を活用して、花粉発生源対策に係る取組等を紹介し、普及啓発活動に努めるとともに、都市住民や企業等の参加を得て花粉の少ない森林づくり活動を推進します。

第4 推進体制

1 県内林業関係者との連携

花粉発生源対策を進めるためには、県、市町村、森林組合、林業事業者、苗木生産者などが連携したなかで、樹種転換等の花粉症対策事業の推進や苗木の需給情報の共有を行っていきます。

2 試験研究の推進

山梨県森林総合研究所を中心に、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センターや各都道府県の森林・林業関係の研究機関と花粉症対策品種の研究開発について連携し、花粉の少ない品種開発など、試験研究を推進します。

3 国、周辺都県等との広域連携

東京圏等へ飛散するスギ・ヒノキ花粉量の減少に向けて、国や関係する周辺都県等と連携を図り、効果的な発生源対策を講じていきます。